

奈良県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、柿本土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十四年五月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	生野 繁則	葛城市柿本一六〇一
〃	川本 朝博	〃 三五
〃	山本 英子	〃 一一二〇一
〃	生野 恵章	〃 一一七〇二
〃	山本 勝	〃 一三二〇三
〃	生野 雅彦	〃 一一六
監事	吉河 義則	〃 三九
〃	西川 保夫	〃 一四三〇三

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	生野 恵章	葛城市柿本一七〇二
〃	山本 勝	〃 一三二〇三
〃	生野 雅彦	〃 一一六〇一
〃	山本 五男	〃 一一八〇二
〃	山本 文生	〃 一三四〇一
〃	山本 勉	〃 一三四〇二
監事	吉河 義則	〃 三九
〃	西川 保夫	〃 一四三〇三